

第8回口頭弁論

証人尋問近づく！ かたくなな都教委！

2018年5月14日地裁立川支部



勝ち取る会ニュース No.8

多くの支援者で、傍聴席を埋めつくす！！

二〇一八年五月一四日（月）、午前一〇時三〇分東京地裁立川支部第四〇四号法廷において「指導力不足教員」の第8回口頭弁論が行われました。傍聴席があふれる六〇名くらい支援者が参加しました。

法廷では、被告（都教委・市教委）から、前回こちらの準備書面に対しての反論をした書面が提出されました。

閉廷後、東京三弁護士会多摩支部二階会議室で裁判の報告と支援者の意見交流を行いました。

橋詰弁護士は、「被告都教委の反論は『授業が指導案に沿って行われていない』『協議会で原告自身も反省点を挙げた』などと主張している。児童のアンケートの好評価は指導力を評価できるものではない。また、府中市教委の反論は、週案のコメントが原告への肯定的な評価を示すものではないこと。また、こちらが出した録画データ提出の申し立てについて、都教委は、加

工や作業が困難であり、授業の様子は音声データや逐語記録から分かり、録画データを見る必要が無い」というような反論が被告提出の準備書面には書かれていと説明しました。

工藤会長はこの制度に疑問を投げかけ「数回の授業を見ただけで先生の評価ができるのでしょうか。原告の先生の授業のレベルは普通以上です。教育委員会は教師の良心をおとしめている。自分たちの思い通りに教師を服従させたいという意向が働いている。このようなことで教壇を去った人が何人もいる。教育は子どもと一緒に作りあげられるもの。原告が教壇にもどることができるよう支援していく。」と話されました。

菅原副会長は「このような裁判を勝ち取っていかないと、自己責任だと言って処罰されることが増えてくる。」と訴えました。

Aさんは誰が担任しても大変と言われる学級を、「来年もこの学級でいたい」という声があがるような学級経営をしてきました。

ところがAさんは、校長の判断で「指導力不足教員」として申請され、週4日「指導改善研修」を受けています。この研修は職場復帰への道を開くのではなく、免職へ導く研修です。そのため指導力不足教員の申請・認定が不当であるとして東京地裁立川支部に校長・市教委・都教委・研修センターの対応を提訴しました。

裁判では被告の認定理由が曖昧だったり、事実誤認であったり指導力不足の理由にならないものばかりがだされています。

Aさんの原告現場復帰を望む声は同僚からもあがっています。子どもからも分かり易い授業との声もあります。

公正な裁判を望む署名も現在九千筆余り寄せられています。

これからも指導力不足教員の認定が不当なこと、この制度が問題であることを明らかにしていきます。Aさんの一日も早い職場復帰を勝ち取れることを目指します。

報告集会での支援者の意見

一部を紹介します。

○録画データは私たちが見られなくとも、少なくとも裁判官が見られるよう要請して欲しい。

○裁判では研修の実体がわかってないと思う。研修の実体が明らかなるようにして欲しい。

○校長はなぜ研修センターに送ったのだろうか。校長の一方的な行いであり、人権無視も甚だしい。

など

温かなご意見感謝いたしします。これからもよろしくお願ひします。

署名千筆（累計五千筆）を裁判所に提出。現在約9千筆集まる！

署名が五月現在で約九千筆になりました。一万筆を目指します。

五月一四日に、裁判所に署名千筆（累計五千筆）、を第五次分として提出しました。

皆様の温かな御支援に大変感謝しています。この署名が裁判所、都教委・市教委・校長への圧力となります。何より原告への大きな励ましになっています。この裁判を勝ち取るために、これからも署名・傍聴の参加をよろしくお願ひします。



5月14日報告集会
東京三弁護士会会議室

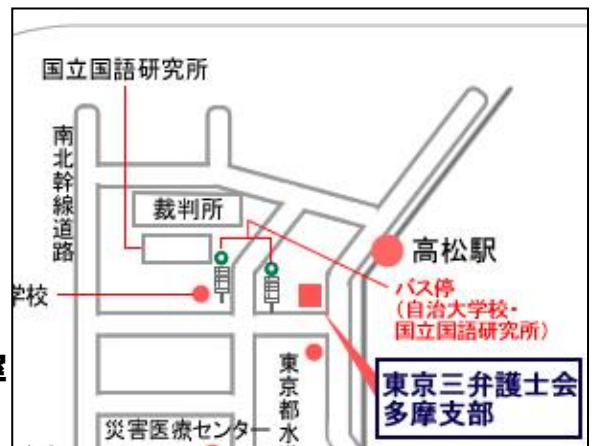
傍聴席を支援者でいっぱいにしましょう！

第9回口頭弁論
期日 2018年7月2日(月)
11時開廷
場所 東京地裁立川支部
第404号法廷

報告集会

場所 東京三弁護士会多摩支部2階会議室

時間 11時30分開始予定



事務局〒185-0034 国分寺光町 1-40-12

東京都教職員組合北多摩西教育会館内

『府中市小学校教員の職場復帰を勝ち取る会』

TEL :042-576-1161 Fax:042-575-0529